

# ながさき

令和4年8月  
第79号

## 農委だより



右端: 井川農業委員 当初からこの活動に関わってこられました

### 《掲載記事》

- \* はばたき農園の田植え
- \* 違反転用防止月間
- \* 意見書への回答について
- \* 農業チャレンジ塾
- \* 利用状況調査 他
- \* 熱中症対策 他
- \* 農業者年金
- \* 地域のイベント

### 【はばたき農園の田植え（三重地区鳴見町）】

梅雨入り前の6月の青空の下で、鳴見台小学校4・5・6年生が、近隣の「はばたき農園」と名付けられた田んぼで、田植えを行いました。鳴見台小学校では、平成6年から、育友会を中心にそのOBなどの「はばたき応援団」の協力を得て、田おこしから収穫までの農作業の体験学習が行われています。収穫したもち米を使う餅つきは、子供たちの楽しみとなっています。コロナ禍ではできませんでしたが、今年はみんなで餅つきができるといいですね。

編集・発行 長崎市農業委員会

〒850-0037 長崎市金屋町9-3（金屋町別館2階） Tel.095-820-6561 Fax.095-823-3452

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

## 毎年8月は農地違反転用防止強化月間です！

農地を転用するときは、農業委員会事務局にご相談ください。

### 農地転用許可制度の目的

（※農地の転用とは、農地を農地以外にすることをいいます。）

#### ○ 農地は食料の安定供給の基盤です。

- ・食料の安定供給の基盤である優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するための制度です。

### 農地違反転用規制の厳格化

#### ○ 農地は無断では宅地等への転用はできません。

- ・農地を転用する行為は、許可（市街化区域内的の農地は「届出」）が必要です。
- ・農地を建設残土で盛土・埋立を行う行為は、一時転用許可が必要です。
- ・無断で行った場合は、原則許可はできません。

#### ○ 農地転用が許可制となっている理由は？

- ・優良な農地を確保し、農業生産力の維持や計画的な土地利用を図るため、農地転用は妥当な位置で最小限の面積であることが許可の条件となります。
- ・農地造成と称して、安易に建設残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に使えない土地となることを防ぐ必要があります。

#### ○ 農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

- ・県と農業委員会が工事の中止を指示し、もとの農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。
- ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人については1億円の罰金）に処せられることがあります。

### 農地違反転用の通報

#### ○ 農地の違反転用を見つけたら、農業委員会か県に通報してください。

【連絡先】 県…長崎県農林部農山村振興課 農地農振班  
電話 095-895-2976  
市…長崎市農業委員会事務局  
電話 095-820-6561

無断で次のような転用をしてはいけません！！

× 家を建てた



× 資材置場にした



× 青空駐車場にした



× 建設残土の捨て場にした



## 令和3年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について

令和3年11月に提出した農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、長崎市より回答がありました。主なものについては次の通りです。

### 【意見書項目及び回答（農地等利用最適化に関する部分のみ抜粋）】

#### 1 担い手への農地利用の集積・集約化

##### (1) 新規就農者の団地化されたほ場での営農

→ 団地化されたほ場の確保については、第二次長崎市農業振興計画〔前期計画〕の中において重点的取組みとして掲げている。新規就農者の農地については、規模拡大がしやすいほ場で営農することが望ましいものと考えており、関係機関で組織する農地中間管理事業推進チーム会などを積極的に活用し、連携体制の強化に努める。

##### (2) 中山間地域が多い長崎市における集積・集約化を推進する方策の検討

→ 実質化された人・農地プランの中で検討された農地の集積・集約化に向けた将来の方向性に沿って、地域の実情に応じて、関係機関で組織する農地中間管理事業推進チーム会において、関係機関が一体となって具体的な方策の検討を行っていく。

#### 2 遊休農地の発生防止・解消

##### (1) 荒廃農地への対応（所有者がやむを得ず放置した荒廃農地の果樹などの伐採についての支援）

→ 農地法において、所有者において適正に管理していただくことが基本となっており、遊休農地の調査・指導においては農業委員会が事務を執行することとなっている。農業委員会においても引き続きご尽力いただくようお願いする。なお、ミカンコミバエなどの植物防疫に関しては、所有者の了解が得られれば、関係機関が防除と寄生果実の除去を行っている。

#### 3 新規参入の促進・担い手の確保

##### (1) 定年退職者等の発掘や女性の農業参入へ取組みの推進（帰農のPRや直売所など営農環境の充実）

→ 新規参入に係る既存の支援策として、国の農業次世代人材投資資金や市単独の中高年新規就農者給付金など、既存の支援制度があり、若年層から中高年層まで幅広く支援を行っている。また、県やJAと連携して、定年帰農者などをターゲットにした「びわ講座」の開催や、長崎市農業振興会による「B I W A女の会」への加工開発に係る活動支援を行っている。PRは、長崎市のホームページにおいて、上記の関連事業を掲載しているが、今後は、多様な担い手の就農につながるよう内容を整理し、就農スタイルや目的別に掲載するような見直しを行っていく。直売所の新規の設置は難しいが、今後もSNS等による直売所に関する情報発信や直売所イベントへの支援を継続していきたい。

##### (2) 農業に興味を持つ人たちへの定着に向けた取組み（若年層に対する働きかけ、定住者を対象とした農業研修の確立・独立までを保障するような施策の検討）

→ 市では、ながさき移住ウェルカムプラザと連携し、市内への移住希望者に対して長崎市の農業の現状や各種支援制度の紹介を行っている。また、移住希望者の宿泊料の割引などの特典が利用できる制度で農泊や周辺地区のグリーンツーリズムを案内し、参加することで農業の魅力を実感してもらう取組みも令和3年度から新たに開始した。農業研修については、就農希望者に対し、長崎県新規就農相談センターや長崎西彼農業協同組合による研修を実施しており、研修段階から関係機関で連携して就農に向けたサポート体制を構築し、研修中から就農後まで一体となって取り組んでいる。

##### (3) 担い手に対する優遇措置の検討（ワイヤーメッシュの優先配付など）

→ ワイヤーメッシュ柵の配布は、全体的に取り組むべき被害対策であることから、農業者全員を対象に行っている。担い手のメリットとしては、認定新規就農者については、経営初期段階の経営不安の解消のための資金制度など、認定農業者については、規模拡大時の施設整備等にかかる費用の支援など、国や県の補助事業、又は、長崎市単独の支援事業を各種運用しているので、計画的にご活用いただきたい。

##### (4) 婚活事業の活性化の検討（JA青年部が取り組んでいる婚活事業と長崎市の協働）

→ JAの「農×恋プロジェクト」は、現在はコロナ禍によりイベントが開催できず、今後は、長崎県の「長崎県婚活サポートセンター」による「長崎めぐりあい事業」の活用を検討していると聞いている。また、同センターにおいては、個人向けやグループ交流向けのメニューがあり、農業者限定ではないが、部会等のグループでの登録も可能。市でも農業者に限らず結婚しやすい環境づくりのため、本人や両親までも対象とした結婚に対する意識啓発や行動喚起に関するセミナーを開催しているのを活用していただきたい。

～ 農業チャレンジ塾 開講！ 長崎市農業センター ～

■ 長崎市農業センターで、令和4年度「農業チャレンジ塾」が始まりました。

農業チャレンジ塾は、今年度から、農業の経験がない方に農業に興味を持っていただくため休日（基本的に日曜日の午前中）に行われており、「会社勤めをしていて平日に受講することが難しいが、週末に農業をやってみたい」という方や、「退職後に農業を始めたい」という方にも無理なく受講できるようになっています。

今年度は、21名の方が受講され、5月29日に開講式が行われました。5月から来年の3月までの期間に、開講式も含め20回ほどの研修が予定されています。

研修の内容については、土や畑のつくり方や肥料について、農業機械の使用方法（安全講習）などの基礎的なものから、キャベツやカボチャ、ながさき伝統野菜などの播種から収穫までの実習など、座学講義と実際の圃場での実地研修で構成されています。

この研修が、少しでも多くの方の農業を始めるきっかけとなればと願っています。

【第2回（6月5日）農業機械の使用（安全使用講習会）】



▲草刈り機の使い方の研修中です



▲耕うん機の操作を習得中！！

【第3回（6月19日）耕うん・肥料・土作り】



▲座学研修中



▲耕うん～元肥～畝づくり



▲元肥～畝づくり



▲畝づくり



▲苗を植えています



▲育て方の説明

## ～ 農地利用状況調査と農地利用意向調査について ～

### ■ 利用状況調査

- 農業委員会では、農地法第30条の規定により、毎年、農地の**利用状況調査**を実施しています。農地の状況を確認するために、お声掛けさせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- 遊休農地は、病害虫の発生やイノシシのすみか、不法投棄の温床になり、近隣の農地等に影響を及ぼすおそれがあります。農地をお持ちの方は、**適正な管理**に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 利用状況調査の後、遊休農地や耕作者が不在となるおそれのある農地については、農地所有者へ**利用意向調査**を行っていますので、こちらも併せてご協力をお願いします。  
なお、「農地を貸してもよい」という意向を確認した場合には、長崎県の農地中間管理機構（農地バンク）に情報の提供を行い、農地の有効活用を進めます。

#### 【遊休農地とは…（遊休農地の区分）】

- (1) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
  - ①（緑区分） 荒廃度が低度（草刈り等で解消）
  - ②（黄区分） 荒廃度が中度（基盤整備が必要）
- (2) 農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地



← 利用状況調査の様子

#### 【非農地通知にかかる申出について】

農地が耕作されずに年数が経って、森林の様相を呈し（山林化）、農地への再生が非常に困難な場合は、農地所有者等からの申出があれば、基準を満たすものについては、「非農地通知」を発出します。（法務局での地目変更登記が可能となります）

→ 詳しくは、農業委員会事務局までお尋ねください。

### ■ 利用意向調査

- 上記の利用状況調査の結果、「**遊休農地**」（上記（1）及び（2）の農地）に該当する農地については、農地法第32条の規定により、毎年、農地所有者に対し、**利用意向調査**を実施しています。

【「利用」の「意向」について】 意向については、次の中から選択します。

- (1) 農地中間管理事業を利用する（貸してもよい）
  - (2) 自ら所有権移転（売買）や権利の設定（貸借権など）を行う
  - (3) 自ら耕作を行う
  - (4) その他
- ※ 耕作されているかどうか不明な場合に、確認する場合があります

- 利用意向調査の結果（1）農地中間管理事業を利用する、と回答があったものについては、長崎県の農地中間管理機構（長崎県農業振興公社）に、農地の情報を提供します。  
※ 借り手との条件が合えば、農地中間管理機構を介した農地の貸し借りとなります。
- 利用意向調査の内容どおり利用されていない場合や回答がない場合、農地所有者へ農地中間管理機構との協議を勧めます。

## 農作業中の熱中症対策を万全に！

農作業中の熱中症発生データを見ると、7～8月が多く、70～80代の方の屋外作業中に集中しています。農業従事者の中には、知らず知らずのうちに熱中症にかかっているケースも多く、特に高齢の方は暑さやのどの渇きを感じにくいいため、注意が必要です。安全確認のためにマメに連絡を取り合うなどして、しっかり対策をしましょう。

### 夏の農作業でのポイント

#### □ 計画的に作業しましょう！

日中の気温が高い時間帯の屋外作業は極力避けましょう。  
どうしても必要な場合は帽子をかぶり、作業時間を短くしましょう。



#### □ 水分・塩分補給の時間をとりましょう！

のどが渇いていなくても、20分おきに休憩し、毎回コップ1～2杯以上を目安に水分補給をしましょう。

#### □ なるべく2人以上で作業しましょう！

なるべく2人以上で作業し、時間を決めて声をかけあって、異常がないか確認し合うようにしましょう。

#### □ ビニールハウスや畜舎も注意！

炎天下ではない施設内も、高温多湿ならリスク大。風通しをよくするなどの対策をしましょう。

## 農作業中の事故防止について

### 熱中症と併せて農作業中の事故も後を絶ちません。

「わかっているから」と過信せず、基本的な事項を定期的に確認することで、事故は減らせます。

#### 【機械作業の確認項目】

- ① 機械作業は2人以上で行いましょう。
- ② 農作業をする人全員が機械の正しい停止方法を知っておきましょう。
- ③ 機械を使用する前に、必ず仕業点検をしましょう。
- ④ 乗用型トラクターには安全キャブやフレーム等をつけましょう。
- ⑤ 乗用機械の運転時は、ヘルメット、シートベルトをつけましょう。
- ⑥ 足場の悪い畦や崖、川、水路近くの圃場で機械運転する際は特に気をつけましょう。



## 農業委員会からのお知らせ

### ● 農業委員会活動について

長崎市農業委員会では、農林水産省からの通知に基づき、前年度の活動の点検・評価を行い、それを踏まえて当年度の活動目標及び活動計画を策定し、活動を行っています。令和3年度の活動の点検・評価と令和4年度の活動目標及び計画については、ホームページで公開していますので、詳しくはホームページをご確認ください。

ホームページアドレス <https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/370000/379007>  
または、長崎市のホームページから「農業委員会からのお知らせ」で検索

農業委員会からのお知らせ

検索

# 農業者年金



あなたの老後生活への備えは十分ですか？  
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！  
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

1

## 農業者なら広く加入できる

- 加入資格 ▶
- ★年間 60 日以上農業に従事する
  - ★国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、
  - ★ 20 歳以上 60 歳未満の方
  - ※年間 60 日以上農業に従事する 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます

2

## 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い

- ★加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額により将来受け取る年金額が事後的に決まる積立方式・確定拠出型を採用しています。
- ★加入者・受給者数の増減に左右されない、安定した制度です。

3

## 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる

- ★月額 2 万円（35 歳未満で政策支援加入の対象とならない方は 1 万円）から 6 万 7 千円まで千円単位で選択できます。

4

## 終身年金。80 歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金を遺族の方に支給

- ★年金は生涯受給できます。
- ★仮に加入者・受給者が 80 歳前に亡くなられた場合には、80 歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額がご遺族に死亡一時金として支給されます。

5

## 税制面の優遇措置が大きい

- ★支払った保険料は全額（最高額 1 人当たり 80 万 4 千円）が社会保険料控除の対象になり、所得税・住民税等の節税になります。

6

## 政策支援加入なら、保険料の国庫補助がある

- ★一定の要件を満たした意欲ある担い手は保険料の 2 割、3 割、5 割のいずれかの補助が受けられます。
- ★国庫補助を受ける場合の保険料は月 2 万円に固定されます。

## 農業者年金受給者協議会はあなたの加入を待っています！

ご存じですか？県内には 21 の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。それだけでなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。農業者年金受給者協議会は次の 3 つの運動を柱として活動をしています。

- ①自分たちの制度である『農業者年金制度を守り育てる運動』
- ②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」
- ③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」



長崎市農業者年金受給者協議会の会員は随時募集中です。

お気軽に農業委員会事務局までお尋ねください。（電話 095-820-6561）

